

小樽市小・中学校適正配置計画基本方針

制 定 平成11年 2月26日

小樽市小・中学校適正配置計画基本方針は、適正な学級規模を有する学校の配置（以下「適正配置」という。）計画の策定に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

記

1. 適正配置は、地域に根ざす新しい学校・特色ある学校づくりを目指し、もって、活力に満ちた学校・活力あふれる教育活動の実現を目指すものとする。
2. 適正配置は、児童生徒数の現状と今後の推移を踏まえ、通学区域の見直しにより行うものとする。
その際、地勢・交通事情・通学距離・通学時間等に配慮しながら検討する。
3. 適正配置における学校の学級規模については、学校教育法施行規則に規定する学級規模を勘案し検討する。
4. 適正配置後における校舎・校地の再利用については、検討委員会を設置し、その有効活用について検討する。
5. 適正配置は、基本方針策定後、引き続き、実施方針・実施計画を策定し、関係団体、地域等の理解と協力を得ながら計画的に実施する。

小樽市小・中学校適正配置計画実施方針

制 定 平成11年 8月18日
一部改正 平成11年10月29日
一部改正 平成12年 8月 2日

小・中学校適正配置計画実施方針は、適正配置計画実施計画の策定に必要な実施方針を定めることを目的とし、次のとおり定める

記

1. 適正配置は、小・中学校において、標準学級に満たない、比較的学級数の少ない学校を対象とし、学校の配置状況、児童生徒数の現状等を踏まえ、通学区域の見直しにより行う。
2. 適正配置は、新一年生における学級規模を、小学校においては2学級、中学校においては3学級を標準として行うものとする。
3. 通学区域は、通学路の安全性、通学時間等を考慮するとともに、通学距離は、概ね小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートルを超えない範囲で見直しを行う。
4. 適正配置は、小学校は全学年一斉に、中学校においては次のとおりとする。
(1) 新1年生（現小6）は、平成13年4月1日から受入校に入学。
(2) 2年生（現中1）は、平成13年4月1日から受入校に学校が変更。
(3) 3年生（現中2）は、現在の学校で卒業。
※ 平成11年10月29日及び平成12年8月2日一部改正
5. 適正配置に伴う校舎等の跡利用については、検討委員会を設置し、その有効活用に努める。
6. 実施計画は、平成11年度から年次的に策定するとともに、関係団体、地域等の理解と協力を得ながら、平成13年度から計画的に実施する。